

# 特養 入所基準厳しく

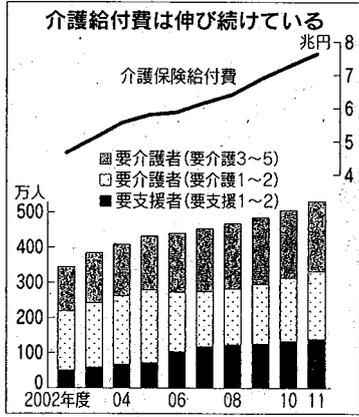
## 要介護3以上に

### 15年度から、給付費抑制

#### 厚労省方針

厚生労働省は、全国に7000カ所以上ある特別養護老人ホーム(特養)の入所要件を厳しくする方針を固めた。症状が軽い人の新規入所を原則認めないように改める。2015年度から始める。自宅での介護に比べ、特養をはじめとする施設型の介護は費用が膨らみやすい。新たな入所を制限することで介護の給付費抑制につなげる。

厚労省によると、特養の入所者1人に対する給付費(自己負担分は除く)は月26万~28万円程度にのぼる。月10万円前後の在宅介護と比べると、その差は大きい。7752ある特養全体では月間1200億円程度がかかると見られる。膨らみ続けるこの給付費の抑制策として、「施設から在宅へ」という方針を打ち出した。



症状が軽い人の特養入所を原則認めないとする(都内の施設)

針をどう具体化させるかが課題となっていた。

政府の社会保障制度改革国民会議が先にまとめた報告書も「介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中重度者に重点化を図る必要がある」と指摘した。厚労省は来年に提

出予定の介護保険法改正案に盛り込み、15年度からの適用をめざす。厚労省は新たな入所制限のための線引きを「要介護3以上の中重度者に限って施設介護サービス費を支給する一方、要介護2以下の軽度者は支給対象から外す。」「新たな入所する人」を対象とする方向で、すでに入所済みの軽度者に大きな影響が出ないよう一定の配慮をする。

現在47万人が入る特養では、要介護度が重い人の割合は年々高まってきているものの、中重度にあたる人も1割ほど残る。新たな入所者も1割を軽度者が占めるとみられ、高齢者から反発が

出る可能性もある。一方、特養への入所を希望しながら入れない、所得の少ない人でも入れない人が増え、給付がつかない人も増え、都心部を中心に空き家を活用してケア付き住宅を整備する計画などで詳細な制度設計に入っている。

#### 特別養護老人ホーム

寝たきりなど自宅での生活が難しい高齢者を介護する施設。要介護度が3以上の人が8~9割いる。介護福祉士が食事や入浴、トイレなどの介護をする。運営主体は地方公共団体や社会福祉法人で、民間は認められていない。入居者の自己負担はサービス費用の原則1割。47万人が利用しているが、都市部を中心に入居を申し込んでも入れない人が多くいる。

ことば  
高齢者向けの介護施設では価格が高いが手厚いサービスが受けられる有料老人ホーム(32万人)や介護のサービスがつく高齢者向け住宅(11万户)もある。

### 設備投資 回復の兆し

#### 機械受注6%増

設備投資に持ち直しの動きが出てきた。内閣府が13日発表した4~6月期の機械受注統計は設備投資の先行指標となる船舶・電力除く民需(季節調整値)が前期比6.8%増と、5四半期ぶりに伸びた。足を引っ張ってきた製造業が5.6%増と7四半期ぶりのプラスに転じたことが主因だ。設備投資は景気回復の力強さをみる重要な判断材料。その勢いは政府による投資減税の検討作業にも影響を及ぼす。

機械受注はメーカー各社が受けた設備の注文を集計する統計で、実際に注文主に納入したときに計上する国内総生産(GDP)より3~6カ月ほど先行する設備投資の指標といわれる。

製造業は設備の過剰や円高による収益の圧迫で2011年10~12月期から一貫してマイナスだった。しかし4~6月期は電気機械(11.8%増)、一般機械(8.5%増)、情報通信機械(2.8%増)

### 官民ファンドに出資へ

#### 3メガ銀など、PFIを推進

みずほ銀行などの3メガ銀行と新生銀行、日本政策投資銀行、第一生命などの民間資金を推進する方針を固めた。民間の資金や